

施設使用料のあり方に関する提言書

平成 24 年 11 月

豊山町行財政運営に関する有識者懇談会

目 次

1	はじめに	1
2	検討対象施設	2
3	基本的な考え方	2
4	施設使用料の算定	3
5	激変緩和措置	7
6	施設の合理化	7
7	減額・免除基準の明確化	7
8	おわりに	9

【別 表】

- 1 検討対象施設使用料一覧
- 2 平成22年度施設使用料実績（年間集計・施設別）
- 3 検討対象施設使用料基準額
- 4 使用料減免措置取扱内規（一覧表）

1 はじめに

豊山町に整備された社会教育センターを始めとする多くの公共施設は、文化・体育活動や福祉活動などで広く町民に利用されている。

町の施設を利用した場合、受益者負担の原則により、経費の一部を使用料として町民に負担していただいているが、長年にわたってその額が据え置かれているものも少なくない。その間の社会経済状況の変化や、利用する人と利用しない人との均衡などを考慮した、適正な使用料の見直しが必要となっている。

また、使用料を見直すにあたっては、その根拠として様々な要因を検討しなければならないとともに、町としての明確な基準を持った上で、適切な判断を行う必要がある。

このため、当懇談会においては、施設使用料の現状を検証し、見直しの方向性を提言としてとりまとめたので、ここに報告する。

2 検討対象施設

(1) 検討対象施設

現在、豊山町において使用料（使用料に類するものを含む）を徴収している施設を検討対象とした。個別の施設は、次のとおりとする。

- ・社会教育センター
- ・豊山グラウンド
- ・テニスコート
- ・学校体育施設開放

(2) 検討対象としない施設

- ・豊山スカイプール

指定管理者制度及び利用料金制を導入しており、現在の利用料金を基に平成 22 年度から 5 年間の指定管理契約を締結しているため。

- ・学習等供用施設、伊勢山スポーツ広場等の無料施設

無料施設を有料化することについては、施設の設置目的、経緯、根拠法令、事業の性質等を個別に考慮しなければならないことから。

(3) 検討対象施設の使用料

検討対象となる施設の使用料及びその実績は、別表 1 及び別表 2 のとおり。

3 基本的な考え方

(1) 適切な受益者負担

施設使用料は、施設の利用者（受益者）に経費の一部を負担してもらいものであり、料金が安いほうが利用者にとって望ましいことは言うまでもない。

しかし、その場合には、経費の不足分は町民全体の税金で賄うこととなり、つまり、施設を利用しない人も負担していることになる。

従って、施設使用料の見直しは、施設を利用する人と利用しない人との均衡を考慮し、負担の公平性を明らかにする必要がある。

(2) 原価（コスト）の明確化

受益者に適切な負担を求めるためには、負担の公平性の透明化を図る必要がある。

このため、施設の運営管理にどれだけの原価（コスト）がかかっているかを統一した基準で算定し、施設使用料の積算根拠を明らかにする。

原価（コスト）を明確化することは、利用者の理解を得る上で有効であるだけでなく、効率的な施設の管理運営や事務の効率化を促し、経費の削減につながる効果もある。

（３）住民負担の急激な増加の防止

施設使用料の額は長期間据え置かれてきたため、原価（コスト）に基づき算定した使用料の額が現行の額を大きく上回る場合が想定される。

見直しにあたっては、住民負担の急激な増加を防止するため、激変緩和措置を講ずる必要がある。

（４）施設の合理化

町民にほとんど利用されていない施設や、原価（コスト）に基づき算定した使用料の額と現行の額に極端な乖離がある場合などについては、当該施設そのもののあり方について検証する必要がある。

（５）減額・免除基準の明確化

全ての公共施設において、社会教育団体・社会福祉団体・地域住民団体などの活動を支援・奨励する観点から使用料を減額・免除することができる取扱いになっているが、減額・免除を認める場合の統一した基準・規程がない。

このため、使用料の減額・免除は政策的な特例措置であり、真に必要な場合に限定するという考え方に立った上で、受益者負担の明確化、利用者間の公平性の確保の観点から、減額・免除を認める場合の統一した基準を設ける必要がある。

（６）定期的な見直し

受益と負担の公平性を確保しながら施設の運営改善を図るため、施設使用料の見直しは、定期的（3～5年程度）に実施することが望ましい。

4 施設使用料の算定

（１）使用料の算定方法

使用料の基準額は、原則として次の式により算定する。

$$\text{使用料基準額} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

(2) 原価の算定

① 原価の算定要素

原価の算定は、次の経費を基に行う。

ア 人件費

施設の維持管理や運営、または事務処理に係る職員等の人件費。

イ 物件費・維持補修費

施設の維持管理に係る賃金(臨時職員等に係るもの)、需用費(消耗品費、光熱水費、修繕料など)、役務費(通信運搬料、火災保険料など)、委託料(施設の管理委託料など)、使用料及び賃借料、備品購入費、その他受益者が負担すべきと考えられる経費(報償費等)。

減価償却費や土地賃借料は、原価の算定要素に含めないこととする。

減価償却費(初期投資費用)を原価の算定要素に含める市町村もあるが、住民の福祉を増進するために設置され、幅広い住民が利用できる施設は、「住民全体の財産」となることから、初期投資費用は公費(町民全体)で負担し、利用者には維持管理費用の負担を求めるべきと考えるため。

② 原価の算定方法

原価は、原則として次の式により算定する。

ア 貸室(ホール、会議室等)の利用(一定区画)の場合

$$\text{原価(円/時間)} = \frac{\text{(人件費 + 物件費 + 維持補修費)}}{\text{年間使用可能時間}}$$

※複数の施設・部屋にまたがる経費については、面積等で按分して算出する。

イ 複数の者が同時に利用する施設の場合(トレーニングジム)

$$\text{原価(円/回)} = \frac{\text{(人件費 + 物件費 + 維持補修費)}}{\text{年間推計利用者数}}$$

ウ 照明施設の場合

$$\text{原価(円/時間)} = \frac{\text{電気使用料金}}{\text{年間推計利用時間}}$$

(3) 受益者負担割合

町が設置している施設は、公園や道路のように町民の日常生活に不可欠である上に民間での提供が難しいものや、体育施設のように民間でも類似のサービスを提供しているものなど様々である。

使用料の設定にあたっては、施設の性質に着目せずに一律に費用負担を求めることは、逆に公平性を損なう恐れがある。

このため、必需性と市場性から施設を分類し、その分類ごとに「公費負担（税金で負担）」と「受益者負担（利用者が負担）」の原則的な割合を設定する。

① 必需性

ア 高い施設

日常生活に欠かせないもので、公共性が高く民間による提供が困難な施設

イ 低い施設

生活や余暇をより快適で潤いのあるものとするため、特定の住民が恩恵を受ける施設

② 市場性

ア 高い施設

民間でもサービスが提供されており、行政と民間が競合する施設

イ 低い施設

民間ではサービスが提供されにくく、主として行政がサービスを提供する施設

③ 施設の性質別分類

上記①、②の性質を考慮し、施設を4つに分類する。

・第1分類

民間でのサービス提供が難しく、町民の大半が利用する必需的な施設

例：道路、公園、図書館

・第2分類

民間でのサービス提供は少ないが、特定の町民が生活や余暇を快適なものとするために利用する施設

例：文化施設、比較的大規模な体育施設

・第3分類

民間でも同種の施設があり、特定の町民が生活や余暇を快

適なものとするために利用する施設

例：テニスコート、トレーニングジム

・第4分類

民間にも同種の施設があるが、町民に必要な施設として行政が設置している施設

例：公営住宅、保育所

④ 分類別の受益者負担割合

第1分類：

行政による設置が必要であり、大半の町民が利用する施設であることから、受益者負担を求めない。受益者負担割合 0%

第2分類：

行政による設置は必要であるが、特定の町民が利用する施設であることから、公費と受益者の両方で負担する。

受益者負担割合 50%

第3分類：

民間でも同種の施設があり、特定の町民が利用する施設であることから、受益者のみで負担する。

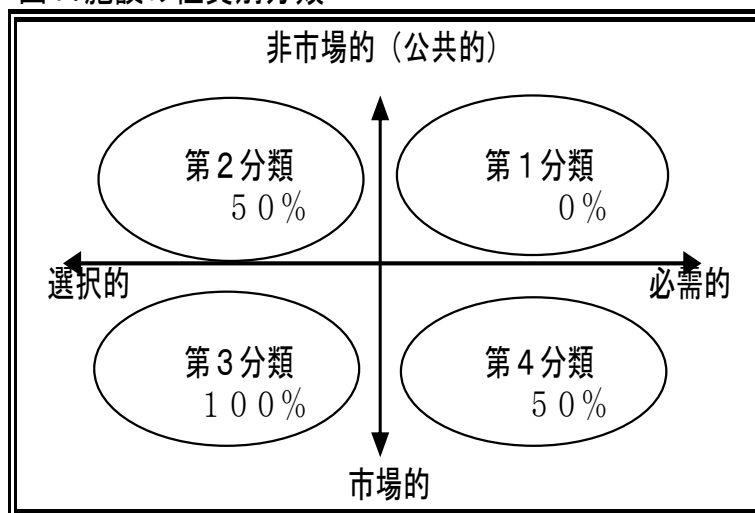
受益者負担割合 100%

第4分類：

民間でも同種の施設があるが、町民に対する福祉的な性格の強い施設であることから、公費と受益者の両方で負担する。

受益者負担割合 50%

図1:施設の性質別分類



⑤ 検討対象施設の分類及び受益者負担割合

検討対象施設は、その施設の性質から次のとおり分類する。

第2分類：受益者負担割合 50%

- ・社会教育センター（トレーニングジムを除く）
- ・豊山グラウンド
- ・学校開放施設

第3分類：受益者負担割合 100%

- ・社会教育センタートレーニングジム
- ・テニスコート

(4) 検討対象施設の使用料基準額

(2) 及び (3) を基に算定した検討対象施設の使用料基準額は、別表3のとおり。

5 激変緩和措置

使用料は、原価と受益者負担割合に基づいて算定した額に改定することが必要であるが、一度に大幅な値上げを行った場合は、利用者の負担が急激に増大し、利用者減と値上げの悪循環に陥る恐れがある。

こうしたことから、使用料を値上げする場合には、適切な周知期間を置くとともに、改定上限率を設定し、町民生活への影響に配慮すべきである。

また算定した額が、近隣自治体の類似施設の使用料とのバランスや過去の経緯等の理由で不合理な額と判断される場合は、必要に応じて調整を行うこととする。

6 施設の合理化

今回算定した使用料基準額と現行使用料の額とが極端に乖離しているトレーニングジムや、稼働率が極めて低いテニスコートについては、周辺の民間等の類似施設の配置状況、設備レベルの比較などから、当該施設の住民ニーズは低いと思われる。廃止・統合を含めた抜本的な合理化方策の検討が必要である。

7 減額・免除基準の明確化

(1) 使用料減免の現状

検討対象施設の使用料の減免に関しては、条例で「町長は、公益上そ

の他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる」と規定しているが、具体的にどのような理由により減免が認められるかについては明文の規定はなく、内規（別表４）により申請団体で減免の可否を判断している。また、平成 22 年度における町内の各種団体に対する減免総額は、実際の収入額の約 65%にあたる約 243 万円に上っている。

（２）使用料減免の問題点

使用料の減免を行うことは、団体の経済的負担を軽減し、文化・体育活動等の活発化や施設の利用促進等に一定の効果をもたらす。

しかし、明確かつ合理的な基準を持たないまま減免を行うことは、本来は減免の対象となるべき利用者が減免を受けられなかったり、利用者間の取扱いの公平性が損なわれたりする恐れがある。

また、本来は特例的措置である減免をあまりにも広く認めた場合には、結果として公費の負担が増大し、受益者負担の原則が崩れる恐れがある。

（３）使用料の減額・免除基準の制定

上記のような使用料減免の現状及び問題点を踏まえると、使用料の減免に関する統一的・客観的な基準を早急に制定し、町民に提示することが必要である。

また、基準の制定にあたっては、次の点に留意しつつ、これまでの運用を見直すべきである。

- ・ 受益者負担の原則を徹底するため、減免についてはあくまで「政策的で特例的な措置」であることを再認識し、その適用については、公共性（公益性）や地域貢献性があるか否か等を判断基準とした、真に必要なものに限定すべきこと。
- ・ すなわち、使用料を減免すべき時とは、町、教育委員会等の公共団体が主催・共催する事業のほか、町あるいは地域全体の利益につながる活動に限られるべきであり、利用団体だけの利益にしかならない活動（教養・趣味活動、個別の練習等）は、原則として減免の対象とすべきでない。
- ・ 基準の運用にあたっては、申請団体のみで減免の可否を判断するのではなく、その利用目的や内容について厳格に審査すべきであること。
- ・ 財政的援助団体に対して減免を行うことは二重の補助となる面を否定できないので、原則として使用料を徴収した上で助成目的に合う使用料には補助金を交付するなど、補助と減免の関係を整理すること。

8 おわりに

今回、当懇談会は、長年にわたって手付かずの状況にあった施設使用料について検証し、利用者にとっての受益と負担の公平性という観点から、そのあり方について提言を行った。

これを具体化するにあたっては、施設を利用する人と利用しない人双方の立場を考慮した公平性を踏まえることが必要であり、公費負担を支える納税者としての住民と受益者としての住民のそれぞれの立場から、理解と納得が得られるものでなければならない。

そのためには、人件費や維持管理経費が使用料の算定基礎になることから、町としても、「効率的な施設運営や事務の推進による利用者負担の軽減」、「サービス内容の充実と稼働率の向上」の両面を目指していかなければならない。

これらを踏まえ、より公正で透明性の高い受益者負担制度が将来にわたって運用されていくことを期待するものである。